

SSKU じりつせいかつ 自立生活センター CILふちゅう機関紙 きかんし

SunSunニュース

vol.45

2024年9月号



もくじ 目次

調布市に重度障害者等就労支援特別事業の実施に向けた交渉をしてきました	2
重度障害者就学支援特別支援制度を適用していただきたい理由	3
調布市への要望書	4
調布市からの回答	5
優生保護法の違憲裁判に関する	6
バリアフリー障害当事者リーダー養成研修開催に向けて！	7
怖い話 & 編集後記	8

調布市に重度障害者等就労支援特別事業の

実施に向けた交渉をしてきました

岡本 直樹



去る、7月12日（金曜日）11:30、調布市
社協の一室で重度障害者等就労支援特別
事業の実施について要望しました。
当時は、調布市役所の福祉課長の石川様、
施設係長の山田様、サービス支援係の小島
様の3名。当会から調布市在住の岡本と三
輪、能松の3人で要望行動を行いました。

今回、要望した重度障害者等就労支援特
別事業は、2020年4月から実施している事
業で、調布市での実施について正式に進め

てもらうため、任意の団体を設け、要望書を提出してきました。その後、この事業の利用を希望している三輪
と岡本から、実施に向け各自の思いを述べさせて頂きました。

調布市からは、この事業について数年前に岡本が個人的に相談してもらっているものの実現には至
ておらず、その後の審議についてご回答頂きました。お話の中で令和6年3月に策定された第6期調布市
障害者総合計画に事業計画として、位置づけられているとのことで、大きく実現に近づいているなど市とし
ての本気度を感じました。後日回答を頂けるこ
とになっているので、結果をご報告いたします。

今後は、調布市障害者総合計画策定委員
会の委員である地元のCIL（調布の秋元さ
んがいらっしゃるので、中からも外からも実現に
向け、取り組んでいきたいと思っています。良い
ご報告をお待ちください。



みわこ 三輪さんの声

一重度障害者就学支援特別支援制度を適用していただきたい理由一

わたし しょうがい せいかつ いらい ぜいきん げんし さまざま し えんせい ど な おや
私は障害とともに生活するようになって以来、これまで、税金を原資とした様々な支援制度と亡き親か
らの金銭的な援助のもとで暮らしてきました。

ねん まえ けいよう がた うし ねん
しかし、10年ほど前から、なんとも形容し難い後ろめたさが湧いてきました。そのため、2017年から
ねん じゅうど ほうもんかいご しかうがく し えん じ ぎょう りよう だいがくいん かよ さいど しゃかい で じかん び
2019年にかけて重度訪問介護の就学支援事業を利用し、大学院に通いだし、再度社会に出る準備を
してきました。

げんざいわたし さい し えん さまざま おんけい う にほん す いちしゃかいじん
現在私は55歳です。これまで支援をはじめ様々な恩恵を受けてきましたが、日本に住む一社会人として
あらためて支援をする側に回りたいと考えるようになりました。つまり、稼ぎ、納税し、支援をする側に立ち
たい、これを切に祈っております。

いま せいかつ こんきゅう たと しょうがいしゃ ひとり にんげん い
今すぐ生活が困窮するわけではありません。しかし、例え障害者であっても、一人の人間としてある以
じよう しゅぎょう つ じぶん じんかく たか どりょく おこた しほい おお たいけん
上は修行を積み、自分の人格を高める努力を怠たってはいけない、たとえ失敗はあって多くの体験を
つう きび ないめんてきはんせい はじ し じんかくけいせい つよ いしき
通じて厳しい内面的反省、すなわち一恥を知ることによる人格形成を強く意識するようになりました。

ひとりぐらしをはじめて9年目になります。単なる一人暮らしから、自立に移行するためには、自身が社
かい こうけん え かね せいかつ のうぜい か じしん かせ かね せいかつ
会に貢献し、そこから得たお金で生活し、納税することが欠かせません。自身の稼いだお金で、生活して
いきたいです。ひしひしと、そう強く願っています。

いま わたし しょぞく しーあいえる じるとう べんきょうかい さんか
今まで、私の所属するCIL・ふちゅうのボランティア、JIL等の勉強会に参加してまいりました。すべて、
さまざま ぜいきん げんし し えん な おや えんじょ じ む しょ こう い な た かんが
様々な税金を原資とした支援、亡き親の援助、事務所のご厚意で成り立っておりました。あらためて考
れると、すべてが尊い経験ばかりです。ありがとうございます。そして、次は制度を一就学支援制度一を活
用して働き、精神的身体的自立に移行したいです。

はたら さき わたし しょぞく しーあいえる そうだん けいちょうやく ご
働く先は、私が所属するCIL・ふちゅうで、障害者やヘルパーさんたちの相談、傾聴役。またフランス語
こうし にちふつ おこな りょう きょうしつ どう が はいしんとう いま い かんが おも
の講師や、日仏で行う料理教室の動画配信等、今までのスキルを活かし、考えていきたいと思います。

けいちょう わたし とくい ぶん や さい ねんれい いま さまざま けいこん たと とうきょう と げんだい びじゅつ
傾聴は、私の得意分野です。それは、55歳という年齢、今まで様々な経験一例えば、東京都現代美術
かんとよた し び じゅつかん こ てんとう もよお え ほん さんさつ だ う ある かいがいせいかつ
館、豊田市美術館、個展等催してきたこと、パリで絵本を三冊出し、それを売り歩いたこと、海外生活をし
てきしたこと、精神病院に入院していたこと、それから施設に救われたこと、一人暮らしを始めて9年目にな
ること、中途障害者であり、40歳で障害を持ち、それを受け入れることができたこと(老いを受け入れこ
とができたこと)等一多岐に渡ります。年齢を重ね、ほんとうに良かったと心からおもいます。

つぎ せいかつ しゅとく き とど せつ いの
次なるステップは、この制度の取得です。どうぞお聞き届けくださいよう、切に祈ります。

みわこ 三輪 寧子

ちょうふし
調布市への要望書ねん がつ にち
2024年7月12日ちょうふし ちょうな とも よしきさま
調布市長 長友 貴樹様ちょうふし じゅうど しょうがいしゃとうしゅうろう し えんとくべつ じ ぎょう じつげん かい
調布市で重度障害者等就労支援特別事業を実現する会だいひょう おかもと なおり
代表 岡本 直樹
みわ やすこ
三輪 寧子ちょうふし じゅうど しょうがいしゃとうしゅうろう し えんとくべつ じ ぎょう じつし ようばう
調布市での重度障害者等就労支援特別事業の実施についての要望

へいそ ふくしこうじょう じんりょく たまわ あつ おんれいもう あ
平素より福祉向上のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

たび ちょうふし じゅうど しょうがいしゃとうしゅうろう し えんとくべつ じ ぎょう じつし けんとう ねが ようばういた
この度、調布市での重度障害者等就労支援特別事業の実施の検討をお願いしたく要望致

します。つきましては、7月26日(金)までに文章で回答を頂けるようお願いします。何
とぞりかいいただ じつげん じんりょくいただ ねが もうあ
卒ご理解を頂き、実現へご尽力頂きますようお願い申し上げます。

さっそく とうかい しょうがいとう じしゃ めい ほか すうめい つうきん しゅうろううちゅう かいじょ
早速ですが、当会の障害当事者2名およびその他にも数名が、通勤および就労中の介助を

きぼう とうかい めい めい そうだん し えん じ ぎょううしょ りじ ちよう しゅにんそう
希望しております。そして当会2名については、1名は相談支援事業所の理事長で、主任相

だんし えんせんもんいん とうきょうと そうだん し えんじゅう じ しゃけんしゅう こうしどう もの めい げんざいしゅうしょく
談支援専門員として東京都の相談支援従事者研修の講師等をする者、もう1名は現在就職

かつどうちゅうう すで きぎょう おうぼ いっぽんしゅうろう もくひょう もの りょうしゃ じょうじ でんどうくるま
活動中で、既に1企業に応募し、一般就労を目標とする者です。両者とも常時電動車イス

しゅどうくるま しょう いどう はいせつ しんべんかいじょ ひつよう こんご しゅうろう
や手動車イスを使用しており、移動や排泄などの身辺介助を必要としています。今後、就労

かいし けいぞく かんきょう ととの せいしき じゅうど しょうがいしゃとうしゅうろう し えんとくべつ じ ぎょう じつし ねが
を開始・継続できる環境を整えるため、正式に重度障害者等就労支援特別事業の実施をお願

いしたいと思っています。

じぎょう ねん がつ そうせつ れいわ ねん がつ こうろうしょう さいしん ほうこく
この事業は、2020年10月より創設され、令和6年3月の厚労省の最新の報告による

ぜんこく じちたい にんじっし とくとうきょうと くおこな
と、全国で72自治体、183人が実施しています。特に東京都では11区が行っています。

したんい こだいらし こんねん どじゅう じつし よてい き ほんじぎょう じつし じゅうど
市単位では、小平市が今年度中に実施予定と聞いています。本事業の実施により、重度

しょうがいしゃ ひつよう かいじょ う はたら のうぜい しゃかい こうけん
障害者が必要な介助を受けながら働くことで、納税し、社会に貢献することができます。

じっさい かつどう とお しょうがい りかい ふか だれ く しゃかい
また、実際の活動を通して、障害やマイノリティへの理解が深まり、誰もが暮らしやすい社会

きたい たか への期待が高まります。

ちょうふし しょうがい うむ ていど しゅべつ かか じぶん のうりょく
調布市におかれましても、障害の有無やその程度・種別に関わらず、自分のもっている能力

いからん はつき かんきょう せいび ほんじぎょう じつし あらた じつげん ちからぞ
を遺憾なく発揮できる環境を整備するために、本事業の実施を改めて実現できるよう力添え

ねがいた ねがいた じつげん ちからぞ
をどうぞよろしくお願い致します。

とあさき
お問い合わせ先

● 調布市で重度障害者等就労支援特別事業を実現する会

〒183-0055 東京都府中市府中町2-10-11 清田第二ビル1階 C.I.Lふちゅう気付

電話: 042-334-7511

E-mail: office2735@cilfuchu.com

担当: 岡本、能松

調布市からの回答

6 調福障発第1370004号
令和6年8月15日

調布市で重度障害者等就労支援特別事業を実現する会

代表 岡本 直樹様
三輪 寧子様

調布市長 長友貴樹

「調布市での重度障害者等就労支援特別事業の実施についての要望」について(回答)

平素から調布市の障害福祉行政につきまして、御理解と御協力を賜りありがとうございます。さて、この度、貴会から御要望のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

御要望いただきました「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」(地域生活支援事業)については、障害者がより一層働く社会の実現のために必要なものとして、これまでも実施へ向けた検討を進めてきているところです。

現在までに事業化には至っておりませんが、令和5年2月に策定した「調布市基本計画」(令和5年度～令和8年度)においては「障害者の就労支援」を「施策 08 障害者福祉の充実」における基本計画事業として位置づけ、その中で「障害の種別や重さに関わらず、よりの多くの障害者が働くよう、支援体制の充実に取り組みます。」と明記しています。

また、令和6年3月に策定した「調布市障害者総合計画」(令和6年度～令和11年度)においても、同事業を事業計画に位置づけ、「重度障害者もより働く社会の実現を目指し、調布市においても次期計画期間において事業開始を検討します。」として今後の方向性を定めています。

現時点での具体的な事業開始時期を明言できるものではありませんが、今後も事業実施へ向けて取り組んで参りたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

(担当) 調布市 福祉健康部 障害福祉課 サービス支援係小島

(tel) 042-481-7135 (fax) 042-481-4288 (mail) syougai@city.chofu.lg.jp



裁判傍聴～判決まで見守りました。国は除斥期間について訴えていましたが、除斥期間は適応されず、報道の通り勝訴となりました。

手術の被害者は少なくとも25,000人いるとされ、その中に実際には障害のない人も含まれていたと知り、大変衝撃を受けました。また、当事者を騙したり、強制的に手術を受けさせている、長い間手術について本当のことを教えてもらえないかったことも少なくありません。本当に酷いと思います。法律によって、本人、パートナーや家族などが長い間苦しんでいたことを考えると、本人や周りの人への補償(せめてもの責任)をしてほしいと思います。日弁連の方のお話では、法律自体が違憲だと認められるケースは極めて少ないとのことでした。この法律自体が、それほど酷いものだということがよくわかります。何故このような法律ができてしまったのか…。法律ができた当時は、終戦間もない頃で、みんなが必死に生きている状況で、今のような、善悪の判断が難しかったのかな…と想像します。

今私たちが、正しいと信じてやっていることも、時を経て、あれは間違っていた!となることもあるかもしれません。本当に正しい、その判断をする努力、疑問があれば飲み込みますオープンにすること、本当にこれでいいのだろうか?と疑問視してみること、声をあげ続けること、一人ではなくみんなで考えること、他の人の意見に耳を傾けること…。

より良い社会をつくるために、今を生きる私たちにできることは他にもあるかもしれません。

旧 優生保護法は「違憲」 最高裁大法廷、国に賠償命令 (日本経済新聞 2024年7月3日より抜粋引用)

旧 優生保護法下で不妊手術を強制されたのは法違反だとして、被害者らが国に損害賠償を求めた5件の訴訟で、最高裁大法廷(裁判長・戸倉三郎長官)は3日、同法は違憲と判断し、国に賠償を命じた。不法行為から20年で賠償請求権がなくなる「除斥期間」について「著しく公正義・公平の理念に反し、容認できない場合は適用されない」との初判断を示した。最高裁が法令などを違憲と判断したのは戦後13例目。「戦後最大の人権侵害」と訴えてきた被害者らの全面補償につながる司法判断となった。

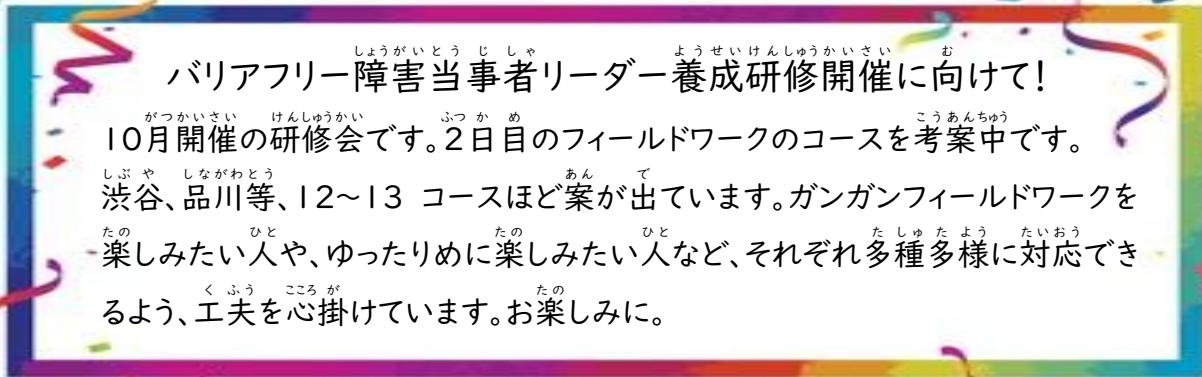
岸田文雄首相は、「政府として真摯に反省し、から深くおわび上升げる」と陳謝した。所管する加藤鯨子こども政策相に7月中の原告を含む当事者との面会の調整を指示し、補償のあり方について早急に結論を出すよう検討を求めた。

大法廷は判決理由で、手術を理由に正当な理由なく不妊手術を認めた場合の規定は「特定の個人に対して重大な犠牲を求める」として、個人の尊重を定めた憲法13条に反すると指摘。差別的な取り扱いは法の下の平等を定めた憲法14条にも違反するとして、立法当時から違憲だったと初めて判断した。48年間にわたって政策として障害がある人を差別した国への責任を「極めて重大」と認定。1996年の母体保護法への改正や、一時金320万円を支給する2019年成立の救済法も対応としては不十分との見方を示し「除斥期間の主張は権利の乱用として許されない」として國に賠償責任を認めた。裁判官15人の全員一致の結論。

高裁段階で國の責任を認めた4件の訴訟について本人に最大1650万円、配偶者に220万円の賠償を命じた判決がそれぞれ確定した。原告側が敗訴していた仙台の訴訟は賠償額算定のため審理を仙台高裁に差し戻した。判決があったのは大阪、東京、札幌、神戸、仙台の各地裁で起こされた5件の訴訟。1950~70年代に手術を受けた人や配偶者ら計12人が起こした。高裁段階はいずれの判決も同法を違憲と認定したが、除斥期間の適用を巡る判断は割れ、上告審で最大の焦点となっていた。

原告側は上告審で、不妊手術は「同意すら得ずに体にメスを入れた戦後最大の人権侵害だ」と強調。「20年経過しただけで國を免責するのではなく、著しく公正義・公平の理念に反する」と訴えた。國側は除斥期間の例外を認めるところ限なく過去にさかのぼって訴訟が起こされるようになるため「法的安定性への影響は計り知れない」とし、原告らの請求権は既に消滅していると主張した。

旧 優生保護法 「不良な子孫の出生防止」を目的に1948年に議員立法で制定された法律。知的障害や精神疾患、遺伝性疾患などを理由に、本人の同意がなくても不妊手術を可能とした。96年に母体保護法に改正され、手術規定はなくなった。旧法下で手術を受けた人は約2万5千人に及び、このうち約1万6千人は同意がなかったとされる。平成に入手術を受けた人も231人確認されており、うち4人は同意を得ていなかつた。2019年4月には被害者らに一時金として一律320万円を支給する救済法が議員立法で制定された。請求期限は当初24年4月までとしていたが、29年4月まで延長された。こども家庭庁によると、支給認定を受けた人は24年5月末時点で1110人にとどまる。



バリアフリー当事者リーダー養成研修とは

全国各地でバリアフリー整備を推進するために、中心となって活動する障害当事者の育成を目指したものです。2007年にスタートし、年度ごとに場所を変えて全国各地で開催してきました。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機に、日本のバリアフリー施策は大きく進展しました。

2018年と2020年の2度に渡ってバリアフリー法が改正され、当事者による評価や意見反映の仕組みが整えられました。鉄道はこれまで規模に関係なくワンルードだけバリアフリールートがあれば良いという基準でしたが、規模に応じて複数ルート化、エレベーターも大型化・複数化され、単独乗降可能なホームと車両の段差と隙間の解消も目安値が設定されて事業者の取り組みが始まっています。他にも、空港アクセスバスのバリアフリー車両の導入、車いすでも乗車できるユニバーサルデザインタクシーの普及、国際基準を満たしたスタジアムの建設等非常に多くの取り組みが進められました。今後は、整備が遅れている地方のバリアフリーや、建物や店舗のバリアフリー化等、さらなる取り組みが必要です。そのためには、各地でバリアフリーの取り組みを推進する障害当事者の育成が不可欠です。

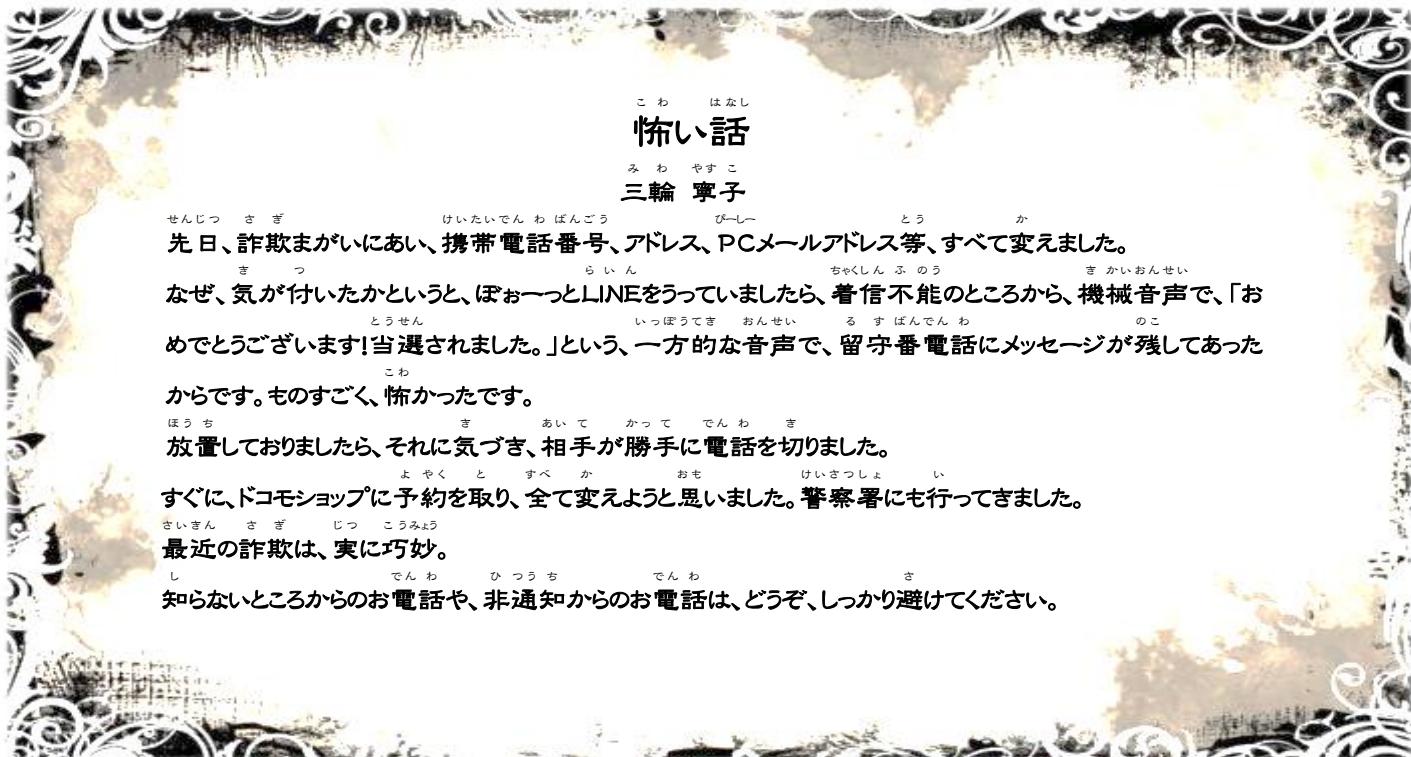
今年度の養成研修は10月に都内で開催し、全国から約30人の様々な障害当事者が集まり、2泊3日で研修を行います。国立競技場ユニバーサルデザインワークショップでの当事者参加の取り組みや、鉄道事業者の最新の取り組み等もご報告頂く予定です。講義やグループワークを通じて、最新のバリアフリーの取り組み、法制度等を学び、全国各地で活動する仲間との情報交換も行い、ネットワークを構築します。

主催:DPI 日本国会議

第17期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修 in 東京実行委員会

共催:公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団





編集後記

- 台風サンサンが猛威を振るいました。なんだか、愛着のある台風でしたけど、府中の被害はそれほどではありませんでした。全国では、大変な被害を受けられたところもあります。復旧作業が順調に進み、一日も早く平穀が戻ることをお祈りしております。(岡)
- 充電中(木)
- 胃癪をつくることにした(前)
- 皆様早いもので今年も残すところ約ワンクールちょいです。頑張って生きまっしょい。(大)
- 残暑がまだまだ続くようです。体調には気をつけて下さい!(内)
- 健康に気を付けると、ピアカウンセリングに休まず、通う。(三)
- この時期のアイスが1番美味しい(能)

編集長：岡本直樹
 編集員：木本淳也・前田裕司・大高勇樹・内田恵理子・三輪寧子・能松七海
 編集者：自立生活センター C.I.しふちゅう
 〒183-0055 東京都府中市府中町2-20-13 丸善マンション1F
 TEL: 042-314-2735 FAX: 042-314-2736
 E-Mail: office2735@cifuchu.com
 URL: <http://cifuchu.org/>

発行：障害者定期刊行物協会 定価100円

